

文書決裁システムアプリケーション改修作業

仕 様 書

1. 一般仕様

1.1 件名

文書決裁システムアプリケーション改修作業

1.2 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が運用する内部意思決定に係る決裁を記録するためのシステム（以下「文書決裁システム」という。）について、現在、本システムではメーカーによるサポートやアップデートが終了しているOS（本番系RHEL7.6、検証系RHEL6.8）を搭載した仮想サーバ上で稼働しており、セキュリティ上のリスクが生じているため、来年度にシステムの運用基盤であるOSをサポート対象バージョンへ更新することを予定している。

これに当たり、本システムのアプリケーションについて、新OS環境で正常に動作することを確認するとともに、改修を行う必要がある。

本件は、現行システムの機能及びユーザビリティを維持したまま新環境へ移行することを目的として、新OSへの適合性の事前検証並びにそれに対応するアプリケーションの改修を実施するものである。

1.3 契約範囲

文書決裁システムサーバ構築に向けた検証及びアプリケーションの改修
（本仕様書2.1に基づく。）

1.4 納期

令和9年2月26日（金）

1.5 実施場所

- ・茨城県那珂郡東海村舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 本部
- ・茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
情報交流棟南ウィング第2計算機室 ※サーバ及び周辺機器設置場所

1.6 検収条件

1.9 提出図書の確認、原子力機構が仕様書で定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

1.7 保証

本仕様書2.1に定めるそれぞれの仕様を満足することを保証すること。

1.8 契約不適合責任

検収後1年以内に設計、機構の取扱い上の過失に起因しない不具合、欠陥等の瑕疵が発見された場合、受注者の負担により、無償にて速やかに改修、補修、交換等の必要な措置を行うものとする。

1.9 提出図書

- (1) 作業工程表 契約締結後速やかに 1部
- (2) 次のイ～ハに示す事項を記載した書類 契約締結後速やかに 1部
 - イ 受注者の資本関係及び役員に関する情報
 - ロ 本契約の業務の実施場所

ハ 本契約の業務に携わる者（1.13において「業務担当者」という。）の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修等）、実績及び国籍についての情報

- | | | |
|-------------|------------|-----|
| (3) 動作試験要領書 | 各動作検証前に | 1 部 |
| (4) 動作試験報告書 | 各動作検証後速やかに | 1 部 |
| (5) 作業報告書 | 作業終了後速やかに | 1 部 |

（提出場所）機構総務部法務課

1.10 貸与品

- (1) 文書決裁システム関連サーバ及びテラステーション
- (2) その他、コンソール、周辺機器

1.11 品質管理

本仕様書に基づく調達・据付・改修等は、全ての工程において、十分な品質管理を行うこととするほか、品質管理及び品質保証についてISO9001を取得し、又はそれに相当する品質管理規程を有する体制を有するとともに、システムの対応に当たり、移行中のハードウェア、ソフトウェア及びアプリケーションの障害等に対して速やかに復旧できる体制を有すること。

1.12 機密保持

受注者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を機構の許可なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。また、情報管理のための必要な措置を講じること。

1.13 情報セキュリティ管理

受注者は、本業務の実施に関し、機構の情報及び情報システムを保護するために、プライバシーマーク制度の認証若しくは情報セキュリティマネジメントシステムの認証又はそれに相当する管理体制を有するとともに、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。

また、次に掲げる事項を遵守するほか、機構の情報セキュリティ確保のために、機構が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

- (a) 業務担当者を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。
- (b) 機構との契約に関して知り得た情報（機構に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。
- (c) 機構との契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。
- (d) P2P ファイル共有ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share 等）及びSoftEther のほか、別表に掲げるソフトウェアを導入した情報システムにおいて、機構との契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。
- (e) 機構の承諾のない限り、機構との契約に関して知り得た情報を機構又は受注者の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。
- (f) 委任又は下請負をする場合は、機構の定める様式により委任又は下請負についてあらかじめ届け出るとともに、総務部法務課の承認を得なければならない。また、当該委任又は下請負を受けた者の当該契約に関する行為について、機構に対し全ての

責任を負うとともに、当該委任又は下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- (g) 機構が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。
- (h) 機構の提供した情報並びに受注者及び委任又は下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、き損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、ただちに機構に報告し、機構の指示に従うものとする。当該契約の終了後においても、同様とする。

1.14 安全管理

受注者は、作業員に所定の教育を受講させるほか作業計画に際し綿密かつ無理のない工程を組み、現地作業における安全確保を最優先としつつ、迅速な進捗を図るものとする。また、作業遂行上既設物の保護及び第三者への損害防止にも留意し、必要な措置を講ずるとともに、火災その他の事故防止に努めるものとする。

1.15 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.16 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、機構と協議の上、その決定に従うものとする。

利用禁止ソフトウェア

ファイル共有ソフトウェア	
総称名	個別プログラム名
Alpha	Alpha1、Alpha2、RinGOch
BitComet	BitComet
BitTorrent	BitTorrent、ABC、Azureus、BitSpirit、BitTornado、 μ Torrent、QTorrent、Mainline、FlashGet(Ver1.8以降)等
Blubster	Blubster
Btbo	Btbo
eDonkey	eDonkey、eDonkey2000、MLDonky、eMule、Overnet、OneMX、FlashGet(ver1.8以降)等
eetee	eetee
Entropy	Entropy
Foxy	Foxy
Freenet	Frost、FUQID、FIW 等
Filesoup BNBT TrackPak	Filesoup BNBT TrackPak
Filetopia	Filetopia
Gnutella	Limewire、Cabos、Gnutella、Gnutella2、BearShare、LimeWare、Shareaza、Acquisition、Newtella、ToadNode 等
KaZaA	KaZaA
Kazza	Kazza、KazzaLite、Grokster、FastTrack
Loster	Loster
mameya	mameya
MARIE	MARIE
Morpheus	Morpheus
Myster	Myster
Napster	Napster、OpenNap、FileNavigator、Xnap、2get、うたたね、iSwipe、SlavaDev/SlavaNap 等
PerfectDark	PerfectDark
Poisoned	Poisoned
PPStream	PPStream
Profes	Profes
QQ	QQ
RShare	StealthNet
soribada	soribada、ソリバダ
Soulseek	Soulseek、slsk
Share	Share、Safe-share
TynyP2P	TynyP2P
Waste	Waste
WinMX	WinMX
Winny	Winny、Winny2、WinnyP
仮想ネットワーク構築ソフトウェア	
総称名	個別プログラム名
SoftEther	SoftEther、PacketiX VPN、uProxy 等

接続経路の匿名化ソフトウェア	
総称名	個別プログラム名
Tor	Tor
日本語入力システム	
総称名	個別プログラム名
IME	Baidu IME、Social IME

※利用禁止ソフトウェアには、上記プログラムの互換ソフトウェアも含む。

2. 技術仕様

2.1.1 OS 更新に伴う事前検証

(1) 作業内容

- ①OS 更新に伴うアプリケーション修正点の検証
更新予定 OS（本番系：RHEL7.6→RHEL9 検証系：RHEL6.8→RHEL9）
- ②Java*Tomcat 更新に伴う修正点検証
- ③Oracle 更新に伴う修正点検証

2.1.2 アプリケーション改修

(1) 作業内容

- ①環境更新に伴うアプリケーション修正
- ②改修後アプリケーション動作試験

(2) 特記事項

- ① 機構内での作業は、機構の勤務時間内に実施すること。ただし、文書決裁システムの運用上支障が生じるために機構が別途の時間を指定した場合は、その限りではない。当該時間の指定に当たっては、受注者との調整を行う。
- ② 機構の構内への入退域及び物品、車両等の搬出入に当たっては、機構所定の手続を遵守すること。
- ③ アプリケーションの修正に当たっては、現状の機能やユーザビリティを維持した上で新環境へ移行できるよう実施すること。

3. 資格要件等

3.1 公的な資格や認証等の取得

以下の①～③について、契約締結後速やかに関係書類(写しも可)を提出すること。

- ①「JIS Q 9001」又は「ISO9001」の認証を取得していること。または、それらと同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること。
- ②「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を取得していること。または、それらに相当する情報セキュリティ対策に係るマネジメント体制を構築し、適切なコントロール（管理策）を整備・運用していること。
- ③一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。

3.2 受注実績

- ① 過去 5 年以内に政府機関又は独立行政法人等の規模の組織において、応札者が提案するハードウェア及びソフトウェアと同等規模以上の導入実績を有すること。

3.3 作業員に求める資格等の要件

3.3.1 責任者の要件

- ① 情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有し、その証明書類(写しも可)を契約締結後速やかに提出すること。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、機構の承諾を得ること。）。

3.3.2 作業員の要件

- ① 情報システムの設計・開発又は情報システム基盤導入の経験年数が５年以上の者を１名以上配置すること。
- ② 独立行政法人情報処理推進機構のIT スキル標準におけるIT スペシャリスト職種の各専門分野がレベル４以上の達成度である者を含み、その証明書類(写しも可)を契約締結後速やかに提出すること。
- ③ 情報処理安全確保支援士の登録を受けている者又は同等の資格を有する者を含み、その証明書類(写しも可)を契約締結後速やかに提出すること。
- ④ ORACLE MASTER Platinum DBA の資格を有する者又は同等の資格を有する者を含み、その証明書類(写しも可)を契約締結後速やかに提出すること。

以 上